

○環境省令第三十三号

中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第二条第二項第二号及び第四項、第十条、第十三条並びに第二十二条の規定に基づき、日本環境安全事業株式会社法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十二月二十二日

環境大臣 望月 義夫

日本環境安全事業株式会社法施行規則の一部を改正する省令

日本環境安全事業株式会社法施行規則（平成十六年環境省令第十二号）の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

中間貯蔵・環境安全事業株式会社法施行規則

第十四条中「第十四条第二項」を「第十九条第二項」に改め、同条を第十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（中間貯蔵に係る事業の実施に関する書類の保存）

第十七条 会社は、中間貯蔵に係る事業の実施に関する重要な書類を、中間貯蔵が開始された日から三十年間保存しなければならない。

第十三条中「第十条」を「第十四条」に改め、同条を第十五条とする。

第十二条中「第十条」を「第十四条」に改め、同条を第十四条とする。

第十一条中「第十条」を「第十四条」に改め、同条を第十三条とする。

第十条中「第九条」を「第十三条」に改め、同条を第十二条とする。

第九条中「第九条」を「第十三条」に、「主務省令」を「環境省令」に改め、同条を第十一条とする。

第八条中「中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下この条において「新会社」という。）は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（以下この条において「新法」という。）を「会社法、法」に、同条第二項中「新法」を「法」に、同条第三項中「新会社は、新法」を「会社法、法」に改め、同条を第十条とする。

第七条の見出し中「事業基本計画」を「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業基本計画」に改め、同条中「第七条」を「第十一条」に、「事業基本計画」を「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業基本計画」に改め、同条を第九条とする。

第六条の見出し中「事業基本計画」を「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業基本計画」に改め、同条中「第七条」を「第十一条」に改め、同条を第八条とする。

第五条中「第七条」を「第十一条」に改め、同条を第七条とする。

第四条中「第六条」を「第十条」に改め、同条を第六条とする。

第三条中「第五条」を「第九条」に改め、同条を第五条とする。

第二条から第二条の五までを削り、第一条の見出し中「日本環境安全事業株式会社法第一条第一項」を「法第七条第一項」に改め、同条中「日本環境安全事業株式会社」を「中間貯蔵・環境安全事業株式会社」に改め、同条中「日本環境安全事業株式会社法（以下「法」という。）第一条第二項」を「法第七条第二項」に改め、同条を第四条とし、同条の前に次の三条を加える。

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（福島県内除去土壌等である特定廃棄物の要件）

第二条 法第二条第二項第二号の環境省令で定める要件は、次のいずれかに該当することとする。

一 事故由来放射性物質（セシウム百三十四及びセシウム百三十七に限る。以下この号において同じ。）についての放射能濃度を環境大臣が定める方法により調査した結果、事故由来放射性物質であるセシウム百三十四についての放射能濃度及び事故由来放射性物質であるセシウム百三十七についての放射能濃度の合計が十万ベクレル毎キログラムを超えること

二 前号に掲げるもののほか、中間貯蔵が必要であると認められる場合として環境大臣が定める場合に該当すること

（中間貯蔵に係る福島県の区域）

第三条 法第二条第四項の環境省令で定める区域は、次の表のとおりとする。

一 双葉郡大熊町の区域のうち、熊川の北側端線と一般国道六号線の東側端線との交差点を起点とし、順次同国道の東側端線、同郡大熊町と同郡双葉町との境界線、海岸線、熊川の北側端線を経て起点に至る線で囲まれた区域（東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地を除く。）
--

二 双葉郡双葉町の区域のうち、同郡大熊町と同郡双葉町との境界線と一般国道六号線の東側端線と
---

---

の交会点を起点とし、順次同国道の東側端線、町道下条・細谷線の南側端線、町道久保前・前沖線の東側端線、町道下条・北磯坂線の南側端線、大字新山字蓬田及び大字長塚字谷沢町と大字郡山字長橋との境界線、大字中野字江又と大字郡山字長橋及び字柳町との境界線、大字中野字原田と大字郡山字谷地、字四斗蒔、字島ノ坪及び字大倉田との境界線、大字中野字谷地前と大字郡山字大倉田、字栗崎及び字北磯坂との境界線、大字中野字羽山前と大字郡山字北磯坂との境界線、海岸線、同郡大熊町と同郡双葉町との境界線を経て起点に至る線で囲まれた区域（次に掲げる区域を除く。）

イ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地

ロ 大字郡山字長橋百三十番地及び百三十八番地並びに字長橋百三十番地の北側端線に接する区域（字長橋の区域内に存するものに限る。）

ハ 大字郡山字長橋百三十番地の東側端線と大字長塚字谷沢町と大字郡山字長橋との境界線との交会点を起点とし、順次同境界線、大字郡山字長橋百三十八番地の西側端線、字長橋百三十番地と字長橋百番地との境界線の東側端点と字長橋百三十八番地と字長橋百二十九番地との境界線の西側端点を結ぶ線、字長橋百三十番地の東側端線を経て起点に至る線で囲まれた区域

---

ニ 大字郡山字柳町二十八番地

ホ 大字郡山字柳町二十七番地のうち、字柳町二十八番地と字柳町三十番地との境界線の東側端点と字谷地四十一番地と字谷地三十五番地一との境界線の西側端点を結ぶ線より北側の区域

ヘ 大字郡山字谷地四十一番地

ト 大字郡山字四斗蒔百八十一番地

チ 大字郡山字四斗蒔百八十一番地の東側端線と大字中野字原田と大字郡山字島ノ坪との境界線及び大字中野字谷地前と大字郡山字大倉田との境界線との交差点を起点とし、順次同境界線、大字郡山字栗崎八十一番地の西側端線、字四斗蒔百八十一番地と字四斗蒔百六十三番地二との境界線の東側端点と字栗崎八十一番地と字栗崎六十五番地一との境界線の西側端点を結ぶ線、字四斗蒔百八十一番地の東側端線を経て起点に至る線で囲まれた区域

リ 大字郡山字栗崎八十一番地

ヌ 大字郡山字北磯坂百十六番地

備考 この表に掲げる区域は、平成二十六年十二月二十四日における行政区画その他の区域又は道路

、河川その他のものによって表示されたものとする。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この省令は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二百一十号）の施行の日（平成二十六年十二月二十四日）から施行する。

（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第二条 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成十三年環境省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第五号中「日本環境安全事業株式会社」を「中間貯蔵・環境安全事業株式会社」に改める。

（環境省組織規則の一部改正）

第三条 環境省組織規則（平成十三年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第一号中「日本環境安全事業株式会社」を「中間貯蔵・環境安全事業株式会社」に改める。

第十八条第二項第四号中「次条第三項第三号」を「次条第三項第四号」に、「令第六条第十五号事務」

を「令第六条第十七号事務」に改める。

第十九条第三項第四号中「令第六条第十五号事務」を「令第六条第十七号事務」に改める。

(調整規定)

第四条 この省令及び日本環境安全事業株式会社法施行規則の一部を改正する省令（平成二十六年環境省令第三十一号）により改正される日本環境安全事業株式会社法施行規則第八条の規定は、日本環境安全事業株式会社法施行規則の一部を改正する省令によってまず改正され、次いでこの省令によって改正されるものとする。